

品川区教育委員会会議記録

平成22年 第3回 定例会

場 所 教育委員室
期 日 平成22年2月23日
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時20分

| | | |
|------|----------|--------|
| 出席委員 | 委 員 長 | 安尾 久子 |
| | 委員長職務代理者 | 細川 珠生 |
| | 委 員 | 市川 信之助 |
| | 委 員 | 鈴木 敏夫 |
| | 教 育 長 | 若月 秀夫 |
| 欠席委員 | | |

| | | |
|------|------------|-------|
| 出席職員 | 庶務課長 | 田村 信二 |
| | 学務課長 | 富田 祥子 |
| | 指導課長 | 冠木 健 |
| | 小中一貫教育担当課長 | 和氣 正典 |
| | 品川図書館長 | 小川 陽子 |
| | 青少年育成課長 | 小林 由典 |
| | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| 議事運営および 委員長、教育長報 告事項等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 署名委員に細川委員、鈴木委員を指名。 ・ 品川区教育委員会会議規則第20条の規程に基づき、子ども未来事業部青少年育成課長の出席を求めている。 |
|-----------------------------|---|

| | |
|--------|---|
| 件名 | <p>日程第1 第11号議案</p> <p>品川区立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則について</p> |
| 担当課説明等 | <p>(品川図書館長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき説明。 |
| 委員質疑要旨 | <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者にとって利便性が高くなるのではと思うが、一方で他の利用者にも不都合が生じることはないのか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今現在、実際に1館で10点借り、他の館で10点借りているというケースはどのくらいあるか。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大崎ビジネス支援図書館にとって、今回の改正により何か変わる点はあるか。 ・ 貸出し点数20点の根拠は。 |
| 事務局説明 | <p>(品川図書館長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在も貸出し館と所蔵館とは必ずしも一致しておらず、利用者の要望に応じて受取館は様々であり、図書館資料は動いている状況であるので、今回の改正により他の利用者にも不都合が生じるということはない。また、図書館の予約資料の置き棚についても不都合は生じない。 ・ 今現在、実際に1館で10点借り、他の館で10点借りているというケースは利用者全体の3パーセント程度である。 ・ 大崎ビジネス支援図書館にしかない資料について、他の図書館により多く回せることになる。 ・ 平成7年以降現在の貸出し点数になったが、それ以前は全館で10点であったので、倍にしたと考えられる。今回の改正にあたり議論した結果、引続き20点が妥当との結論に達した。23区の中でも、貸出し点数20点は多いほうである。 |
| 委員意見要旨 | <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の視点に立った良い改正である。 |
| 議事結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 可決 |

| | |
|--------|---|
| 件名 | <p>日程第1 第12号議案</p> <p>品川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の変更について</p> |
| 担当課説明等 | <p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明。 |
| 委員質疑要旨 | <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年委員については、どのような事務が補助執行されてきたのか。 補助執行事務から削除されると何か変わるのか。 P T Aとの連携など今後の体制は維持されるのか。 |
| 事務局説明 | <p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年委員について補助執行されてきた事務は、青少年の余暇指導に関すること、青少年団体の育成に関すること、青少年指導者に対する援助に関すること、官公署、学校および青少年関係団体相互の連絡に関すること、その他青少年教育の振興に関することである。 事務の実体は既に区長部局に移っており、また、事務の性質上、教育委員会との相互協力なしには事務を進めていけないので、補助執行事務から削除しても実質的に変わりはない。 <p>(青少年育成課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年委員については、今後も現在の体制をそのまま継承していく。今回、区長部局に移るのを機に「青少年健全育成を図るため」との文言を入れ、地区委員会との連携を強化して地域での子育てを目指していく。P T Aを含む団体との連携についてはそのまま継承していく。 |
| 委員意見要旨 | <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年委員について経験者として言えば、区長部局へ移っても活動上の弊害は全くないのではないか。 青少年委員については、2 3区では、区長部局へ移行している区が多くなっている。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年育成は、教育委員会の中では、時間的・人的に制約があるので、区長部局でのほうが効率が良いと思う。 |
| 議事結果 | <ul style="list-style-type: none"> 可決 |

| | |
|--------|--|
| 件名 | <p>日程第1 第13号議案</p> <p>品川区立学校参与に関する一般基準について</p> |
| 担当課説明等 | <p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づき説明 A案とB案を提示した。 |
| 委員質疑要旨 | <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3条で「重要な」との文言を入れた理由は何か。 参与は議決権を持つのか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長と参与の意見が対立したときはどうなるのか。 勤務した学校以外の学校について参与となる想定はあるのか。 再任の期間は意図的に定めないのであるか。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> A案とB案の違いは何か。 |
| 事務局説明 | <p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3条の「重要な」との文言は、軽微なものまですべて関与するのは不可能なので、取捨選択できる範囲をもたせるために用いたものである。 B案のほうがA案よりも広い。 今年の4月時点では、勤務した学校以外の学校についての参与の想定はないが、将来的には想定される。 再任の期間については、参与は経営指導員との兼務発令を想定しているが、経営指導員の任期は5年であり、その期間を超えると都費の負担がなくなる。このことを考慮して検討すべきところは検討していく。 |
| 委員意見要旨 | <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長と参与の意見が対立したときは、やはり校長が優先するのではないか。 大事なのは参与に発言権があることではないか。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3条2項の「支え」との文言からすると、校長の権限のほうが上回るのではないか。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長の意思は尊重しないといけないのではないか。 <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的な責任は校長が負うべきである。 <p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> A案については、勤務した学校に限っていることからB案よりも狭い感じである。B案のほうが良いのではないか。 <p>(各委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> B案を良しとする。 |
| 議事結果 | <ul style="list-style-type: none"> B案にて可決。 |

| | |
|--------|---|
| 件名 | 日程第2 報告事項 事務局職員の休職について |
| 担当課説明等 | |
| 委員質疑要旨 | |
| 事務局説明 | |
| 委員意見要旨 | |
| 議事結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は人事に関する案件のため、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、非公開の会議とする。 |